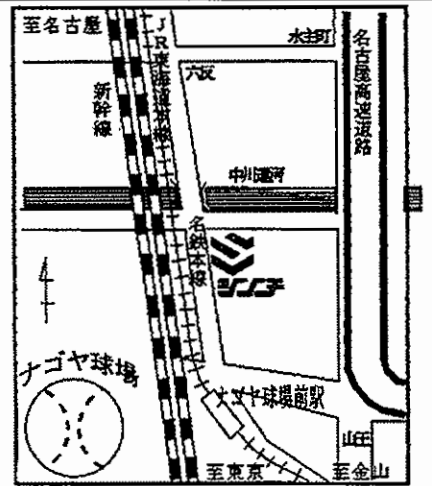


補償コンサルタント情報コミュニケーション誌



株式会社 新日

発行日 発行所 (株) 新日 TEL 052-331-5356 編集者 3ヶ月毎1回 名古屋市中川区山王一丁目8番28号 FAX 052-331-4010 秋山 学



補償基準等の見直しについて

昭和37年10月12日に用対連において決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準」が、時の経過及びスーパードレナジーの公共事業の変化、並びに区分建物(マンション)の出現等による移転対象の変化等によって時代の要請に一部対応出来なくなつた部分も表面化してきており、補償基準の改正が平成11年4月より実施されようとしております。

昭和37年10月12日に用対連において決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準」が、時の経過及びスーパードレナジーの公共事業の変化、並びに区分建物(マンション)の出現等による移転対象の変化等によって時代の要請に一部対応出来なくなつた部分も表面化してきており、補償基準の改正が平成11年4月より実施されようとしております。

- ・ 残地工事費
- ・ 建物移転補償に関する事項
  - ・ 移転先認定
  - ・ 法令改善費の補償
  - ・ 区分所有建物の取得制度
- ・ その他通損に関する事項
  - ・ 借家人補償
  - ・ 造成費用の補償
  - ・ 年利率の改正

私がこの補償業務に携わることになって約25年を経過しますが、基準の改正ほどの大きな変更は今回が初めてですが、これまで何度となく積算方法等の実施上の変更がなされ、その都度混乱と勉強を繰り返してきていたのが実情です。

補償先例

補償業務において、対象が稀少性ある補償物件、あるいは補償理論上、難しい物件にあっては、かつて各起業者等で実施された補償先例は、補償業務のうえで問題解決のよりどころともなり非常に参考となります。稀少性のある物件等の業務を受注した時、各コンサルタントの筋道を立てて業務を遂行したとしても、起業者からは補償先例等の有無あるいはそれがどのような判断をして

業務のうちだとの指摘を受けたことがあります。その際は、「むしろ起業者職員のほうが入手する可能性が高いのではないですか?」と切り返したこともありまし



秋を感じる



今年はまだ11月になろうとしているのにまだ暑い日もあります。先日、飛騨方面へ出かける機会が得られました。その道中、コスモスの花が道路端や畔に淡いピンクや薄紫あるいは白色の可憐で美しい花を車

トンネル建設に伴う地下水の枯渇補償

トンネルの掘削に伴って、地下水の「水みち」「貯水槽」に影響を与え、地下水の低下や河川の枯渇等が発生する場合があります。地域によっては、この問題については、飲料水等の生活用水や農業用水に支障を来たすこととなるもので事業損失補償として生活用水及び農業用水の機能回復が必要となります。